

補助金の受領に

代理受領制度が使えます

(木造住宅耐震改修補助事業、老朽危険空家除却支援事業の補助金)

代理受領制度とは

町が交付する補助金について、申請者（住宅所有者）に代わって、耐震改修等を実施した業者（耐震改修・老朽危険空家除却業者など）が受け取ることができる制度です。

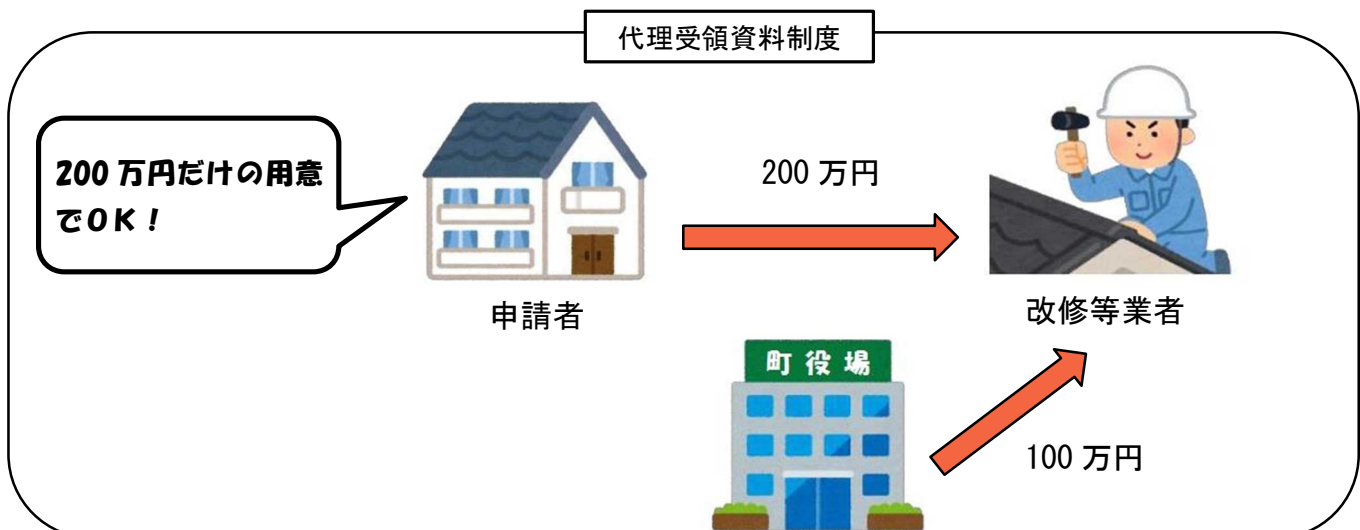
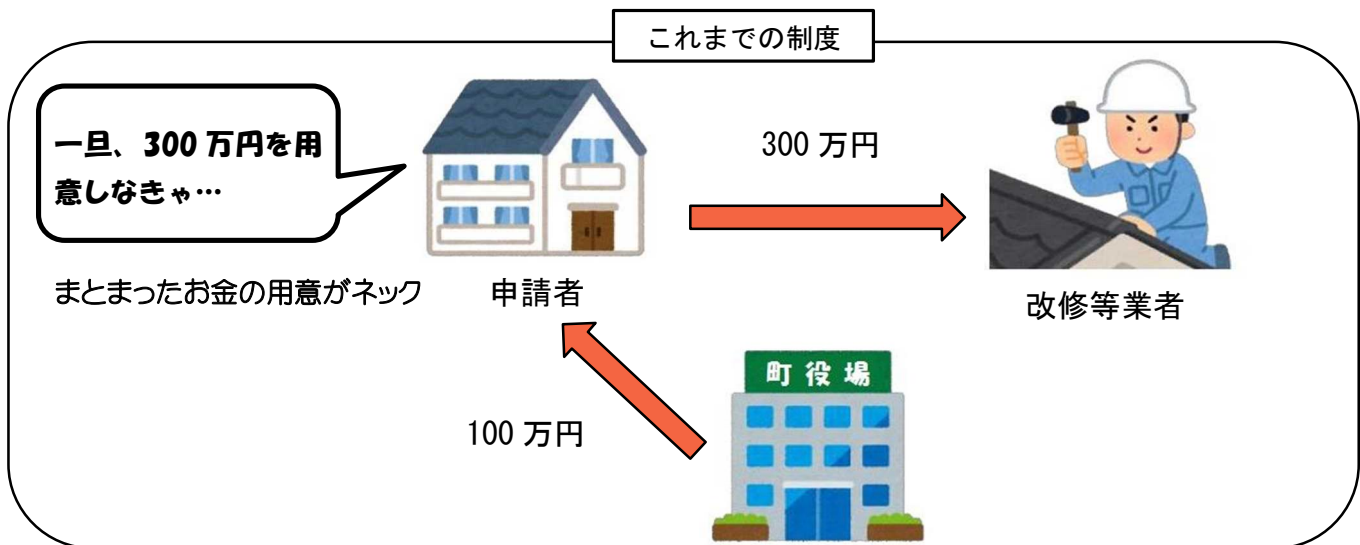
この制度を利用することで、申請者は耐震改修費用等から補助金を差し引いた額を用意すればよいので、改修等に係る立替費用の負担が軽減されます。

※着手前の補助申請のみ受け付けることに変更はありませんのでご注意ください。

※代理受領できるのは、申請者との契約による耐震改修等を実施した業者に限ります。

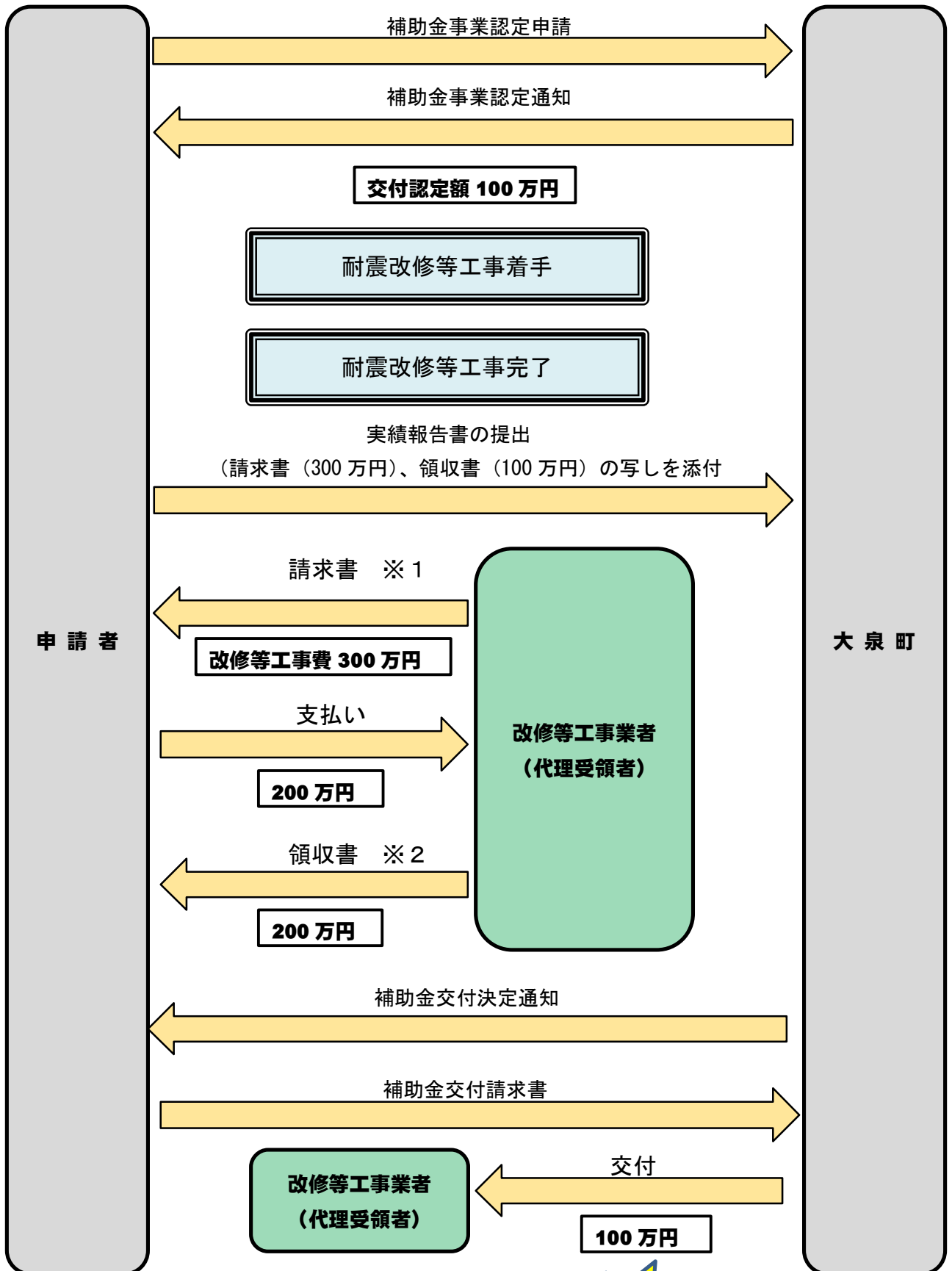
※代理受領者（施工業者）の同意が必要です。

例：耐震改修工事費が 300 万円で、補助金額が 100 万円の場合
(改修業者が代理受領者になる場合)



※どちらの制度を利用するかは申請者の方でお選びいただけます。

代理受領の場合の補助金支払いの流れ
(改修工事費 300 万円、補助金 100 万円の場合)



注意

※1 請求書は、申請者あてに工事費の全額で発行してください。
※2 領収書は、申請者が直接支払った額で発行してください。

業者の方にとっては補助金相当分の工事費が支払われる時期が遅くなります。